

## ■議案第53号 四万十町見付共同利用ハウス管理条例を廃止する条例について

### 【要旨】

四万十町見付2610番地、2600番地にそれぞれ設置している「四万十町見付共同利用ハウス」は、平成8年度に農林業地域改善対策事業を活用して設置したもので、町管理のもと利用者に貸し出しを行ってきた施設です。

当該施設は、すでに耐用年数が経過し、条例に定める使用料の納付期間（平成28年度が最終年度）も満了したことから、現在の利用者から引き続き利用したい旨の申し出を受けています。

このため、当該施設の譲与に関し、条例を廃止しようとするものです。

### 【施設の概要】

名 称	四万十町見付共同利用ハウス
所 在	四万十町見付2610番地（1号ハウス） 四万十町見付2600番地（2号ハウス）
構 造	鉄骨造硬質プラスチックハウス
施 設 面 積	2,268.0㎡（1号ハウス） 2,203.2㎡（2号ハウス）
補 助 事 業	農林業地域改善対策事業
事 業 主 体	四万十町（旧窪川町）